

第18回合志市地域公共交通協議会 次第

平成23年9月27日（火）

午前10時～

合志市役所 合志庁舎 2階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

（今回配布の会議資料の確認）

- ・ 次第（事前配布済）
- ・ 席次表（当日配布）
- ・ 出席者名簿（ 〃 ）
- ・ 資料（事前配布済）

3 議題

（1）自家用有償旅客運送（福祉運送）の更新登録について・・・P1～5

（2）報告事項

1）4～8月のレターバス・循環バス・乗り合いタクシー利用実績について
・・・P6～7

2）公共交通サービス評価調査およびレターバス未利用者アンケート調査結果について・・・P8～12

3）事業仕分け結果について・・・P13

4）県が実施する公共交通利用促進に関する社会実験について・・・P14～18

5）新須屋駅 P&R 駐車場の1日利用実施について・・・P19～20

（3）協議事項

1）平成24年度以降の運賃見直しについて・・・P21～22

2）日向地区における循環バス停留所の新設について・・・P23

4 連絡事項

次回協議会日程（予定）平成23年11月 日（ ）

5 閉会

自家用有償旅客運送者登録の有効期間の更新の登録を行う
ために必要な地域公共交通協議会との協議

1 協議を行う必要性

高齢者支援課及び福祉課は、合志市の住民のうち身体障がい者、要介護認定者等であって、合志市に会員登録を行った者の通院を支援する「外出支援サービス」を行っています。

この外出支援サービスが自家用自動車を使用した有償運送（道路運送法第 78 条第 2 号に定める自家用有償旅客運送）であるため合志市は、自家用有償旅客運送を行う者として、同法第 79 条の「自家用有償旅客運送者登録」を受けていますが、このたび、この登録の有効期間が平成 23 年 9 月 30 日に満了することから、同法第 79 条の 6 の規定に基づき、有効期間の更新の登録の申請が必要となりました。

この有効期間の更新の登録の申請にあっては、地域公共交通協議会において「市町村運営有償運送を行うことが必要である」との更新についての協議を調べ、道路運送法施行規則第 51 条の 3 第 4 号に規定する「協議会において協議が調っていることを証する書類」として、別紙（様式 2-2 号）を更新登録申請書に添付しなければなりません。

2 協議の内容

(1) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

① 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）の必要性

心身の障がい及び傷病等の理由により臥床している者又は下肢が不自由な者等であって、家庭内で送迎すること又は一般の交通機関を利用することが困難であると認められ、かつ、利用者名簿に登録された者を、移送用車両（寝台・車いす兼用車＝ストレッチャーを固定する設備を有し、かつ、車いす利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車）により、利用者の居宅と医療機関との間を移送することで安心して在宅での生活ができるために行う。

また、在宅生活により医療費や介護保険施設等の入所費用の軽減を図ることができる。

※ 市町村運営有償運送は、バス等の公共交通機関が不在の場合、又はバス等の公共交通機関のみによっては、住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当たっては、地域の関係者からなる地域公共交通会議において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

② 旅客から収受する対価

- ・合志市内の医療機関（片道）250 円
- ・合志市外の医療機関（片道）500 円（合志市役所を起点として 10 km 以内）

※ 市町村運営有償運送において、旅客から収受しようとする対価が、施行規則第 51 条の 15 第 1 号及び第 2 号の規定並びに関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 144 号））の規定に基づいていることを要するものとする。

③ その他必要と認められる措置

地域公共交通会議は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認するものとする。

- (イ) 市町村運営有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
- (ロ) 運転者に求められる要件
- (ハ) 損害賠償措置
- (ニ) 運行管理の体制
- (ホ) 整備管理の体制
- (ヘ) 事故時の連絡体制
- (ト) 苦情処理体制
- (チ) その他必要な事項

平成 年 月 日

九州運輸局 熊本運輸支局長 殿

名 称 合志市
住 所 熊本県合志市竹迫 2140 番地
代表者の氏名 合志市長 荒 木 義 行

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいのので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 合志市
住 所 熊本県合志市竹迫 2140 番地
代表者の氏名 合志市長 荒木 義行

2. 登録番号

九熊市福第 13 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送
・市町村福祉輸送

4. 路線又は運送の区域

・ (1) 路 線 (交通空白輸送に係るもの)

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

・ (2) 運送の区域 (市町村福祉輸送に係るもの)

区 域	備 考
合志市内または隣接市町村及び合志市役所を基点として 10 キロメートル以内	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
社会福祉法人 山紫会	熊本県合志市御代志 7 1 8 番地 4

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
社会福祉法人 山紫会				()	()	1 ()	()	()	1 ()	1 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
	家庭内において送迎すること、又は一般の交通機関を利用することが困難な合志市内に居住する高齢者及び重度心身障害者等

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額 (必要に応じ関係資料を添付のこと)

合志市内 片道 5 0 0 円
合志市外 片道 2 5 0 円

平成 年 月 日

熊本運輸支局長 殿

協議会においての協議が調ったことを証する書類

下記のとおり協議会を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 協議会の名称及び対象市町村

(名 称)

合志市地域公共交通協議会

(対象市町村)

合志市

2. 協議会にて合意に至った年月日

平成 年 月 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

合志市

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

市町村福祉輸送

(3) 路線又は運送の区域

合志市内又は隣接市町村（ただし、合志市役所を起点として10km以内）

(4) その他特記事項

家庭内において送迎すること又は一般の交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度身体障害者

平成 年 月 日

合志市公共交通協議会

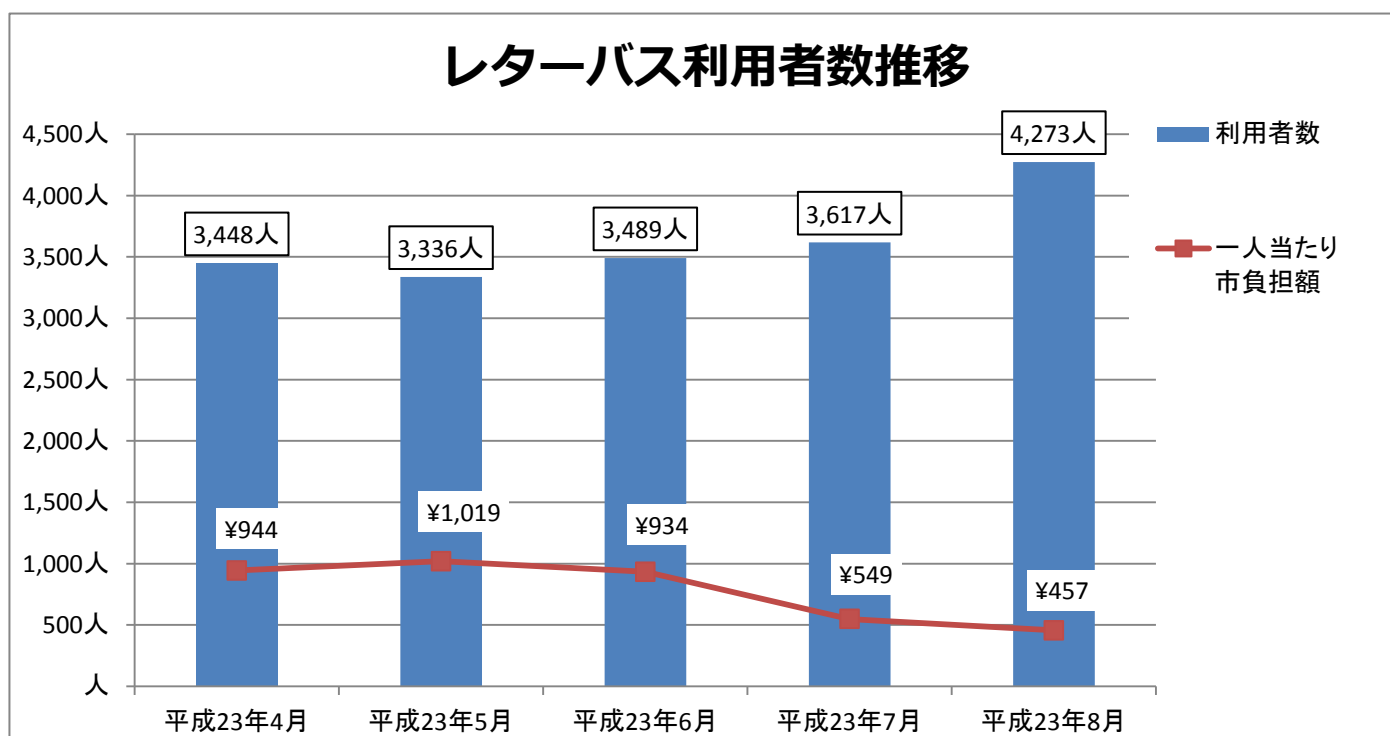
会長 藤 井 勝 公 國

平成23年度 レターバス（左右回り）利用者数および市負担額

報告1

月	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	5カ月平均
利用者数	3,448人	3,336人	3,489人	3,617人	4,273人	3,633人
一日平均利用者数	114.9人	107.6人	116.3人	116.6人	137.8人	118.6人
一便平均利用者数	7.2人	6.7人	7.3人	12.6人	14.8人	9.7人

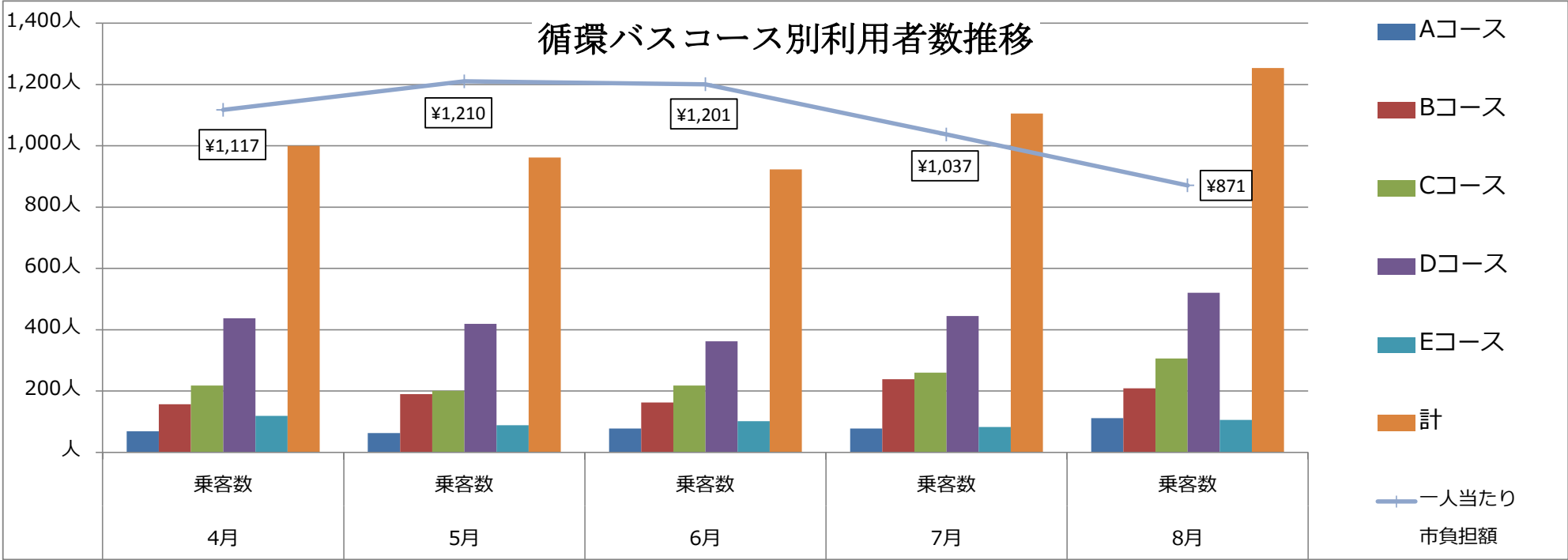
運行経費	¥3,615,790	¥3,736,316	¥3,615,790	¥2,401,359	¥2,412,045	¥3,156,260
運賃収入	¥359,200	¥336,000	¥358,500	¥415,300	¥460,100	¥385,820
委託料 (市負担額)	¥3,256,590	¥3,400,316	¥3,257,290	¥1,986,059	¥1,951,945	¥2,770,440
一人当たり 市負担額	¥944	¥1,019	¥934	¥549	¥457	¥781



平成23年度 循環バス及び乗り合いタクシー利用者数および市負担額

	4月		5月		6月		7月		8月		5カ月平均	
	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数	乗客数	一便当たり乗客数
Aコース	69人	1.1人	63人	1.0人	78人	1.2人	78人	1.2人	112人	2.2人	80人	1.3人
Bコース	157人	3.0人	190人	3.4人	163人	3.4人	239人	4.3人	209人	4.0人	192人	3.6人
Cコース	218人	4.2人	201人	3.9人	218人	4.2人	260人	5.0人	306人	5.9人	241人	4.6人
Dコース	437人	7.8人	419人	7.5人	362人	6.5人	445人	8.6人	521人	10.0人	437人	8.1人
Eコース	119人	2.2人	89人	1.6人	102人	1.9人	83人	1.5人	106人	2.0人	100人	1.9人
計	1,000人	3.7人	962人	3.5人	923人	3.4人	1,105人	4.1人	1,254人	4.8人	210人	3.9人

	4月	5月	6月	7月	8月	5カ月平均
運行経費	¥1,217,490	¥1,260,236	¥1,200,536	¥1,256,430	¥1,216,548	¥1,230,248
運賃収入	¥100,000	¥96,200	¥92,300	¥110,500	¥124,250	¥104,650
委託料 (市負担額)	¥1,117,490	¥1,164,036	¥1,108,236	¥1,145,930	¥1,092,298	¥1,125,598
一人当たり 市負担額	¥1,117	¥1,210	¥1,201	¥1,037	¥871	¥1,087



平成23年度 乗り合いタクシー区域運行(野々島・上生地区)運行実績

月	運行日数	運行台数	乗客数	メーター運賃 (a)	利用者料金 (b)	市委託料 (a-b)
8月	8日	8台	8人	¥10,000	¥1,600	¥8,400

アンケート及びヒアリング調査結果

1. レターバス利用者へのアンケート及び聞き取り（速報）

（1）アンケート調査

レターバスの運行により市民の生活にどのような変化があったのかを把握し、バスサービスの効果を検証することを目的にアンケート及び聞き取り調査を実施した。

調査実施状況		調査項目
調査対象	レターバス利用者	①個人属性（性別、年齢、職業、免許の有無等） ②利用可能な交通手段 ③乗降バス停 ④利用目的 ⑤レターバス運行前後の総合満足度 ⑥レターバス運行前後の各交通目的における移動のしやすさに関すること ⑦レターバスを維持するための方策、利用者としての協力方法
調査時期	H23. 7. 7(木)～7. 10(日)	
配布方法	レターバス乗客に配布	
回収方法	郵送回収	
配布数	210	
回収数	102	
回収率	49%	

①外出目的ごとの外出の増加

レターバスの運行により、様々な目的での外出が増えている。特に、「日常的な交流」、「大規模商業施設への買物」については、顕著な増加を見ている。「普段からよく利用する医院や福祉施設」についても増加しているが、これは利便性がよくなり頻度が増加したことの表れと考えられる。

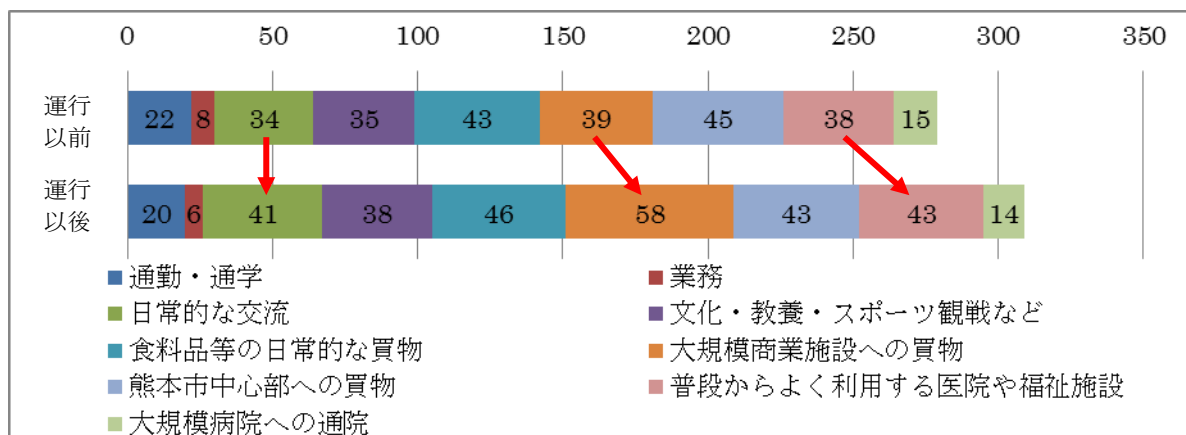


図1. レターバス運行前後の外出の増減

②レターバスの満足度

レターバスが運行したことで、以前に比べ、外出について満足度が高まったとした人が過半を占める。また、運行以後の状態が「非常に不満」とした人は、いなかった。

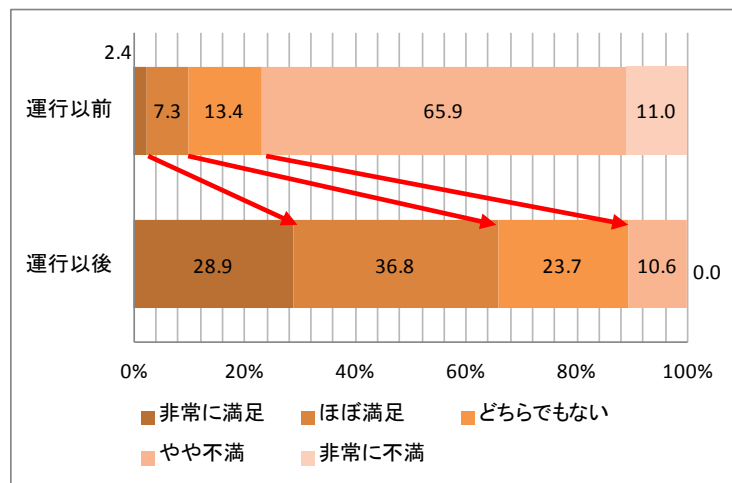


図2. レターバス運行の満足度

表1. レターバス運行の満足度

満足度	運行以前	運行以後
非常に満足	2 人 (2.4%)	22 人 (28.9%)
ほぼ満足	6 人 (7.3%)	28 人 (36.8%)
どちらでもない	11 人 (13.4%)	18 人 (23.7%)
やや不満	54 人 (65.9%)	8 人 (10.6%)
非常に不満	9 人 (11.0%)	0 人 (0.0%)

③レターバス運行維持に係る財政負担の考え方

調査時点で乗車一人1回当たりの補助額が約960円、月当たり経費が347万円（循環バスも含む）であることを示したうえで、今後の財政負担の在り方を聞いたところ、約4分の1は今より便利になるのであれば財政負担増も容認する、とした。また、同じく4分の1が、運行頻度の削減も含め財政負担軽減のため、サービス低下もやむなしとした。

図3. 財政負担の考え方

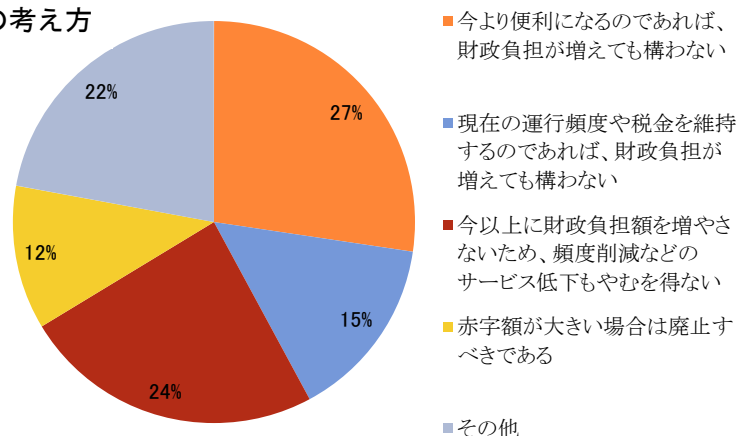


表2. 財政負担の考え方

今より便利になるのであれば、財政負担が増えても構わない	26 人
現在の運行頻度や税金を維持するのであれば、財政負担が増えても構わない	14 人
今以上に財政負担額を増やさないため、頻度削減などのサービス低下もやむを得ない	23 人
赤字額が大きい場合は廃止すべきである	11 人
その他	21 人

④レターバスのサービス維持のための協力

レターバスのサービス維持のためにどんな協力ができるかについては、「バスの積極的に乗る」「現在 100 円の運賃を値上げ（しても乗る）」が多かった。

なお、運賃の値上げについては、上限 200 円までとする人が最も多かった。（表 4）

図 4. サービス維持のための協力内容

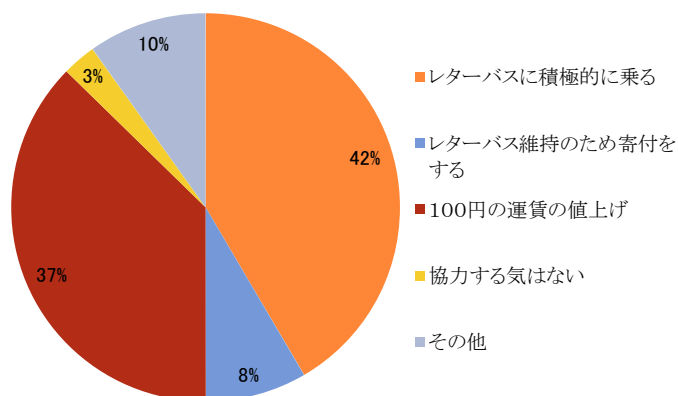


表 3. サービス維持のための協力内容

レターバスに積極的に乗る	59 人
レターバス維持のため寄付をする	12 人
現在の 100 円の運賃を値上げ	53 人
協力する気はない	4 人
その他	14 人

表 4. 運賃上限

120 円	1 人
130 円	5 人
150 円	21 人
200 円	15 人
250 円	3 人
300 円	8 人

（2）聞き取り調査

レターバス運行に伴う生活の質的变化について詳細に把握するため、乗客約 60 人に対して車内聞き取り調査を実施した。

実施時期：平成 23 年 8 月 23 日（火）～26 日（金）

要点を整理して示すと次の通りである。

●生活の範囲が広がった

- ・ゆめタウン光の森、ハローデー、ダイレックスなど、様々な商業施設にいけるようになった。
- ・遠くの商業施設まで出かけることができるようになった。
- ・近くは自転車で買物に行くが、遠くの商業施設にはバスが便利。
- ・生活範囲が広がって、買えるものも変わった。
- ・学童保育の子どもを、ゆめタウン光の森や「元気の森公園」、ユーパレス弁天（プール）などに連れて行けるようになった。（大人数を引率する際に便利）
- ・バスがなかったら、ゆめタウン光の森には行かず、電車で熊本市内に行くだろう。
- ・以前は光の森も市役所もまったく行っていなかった。

・ゆめタウン光の森に行きたいと思うけど、一人では寂しいので友達を誘って行きたい。

●自分で外出できるようになった

- ・以前は家族（娘、嫁など）に送ってもらっていたが、今は気兼ねなく自分で外出できる。
- ・運転免許を返納したので、バスがないとたいへん困る。
- ・通院は、以前、子どもに送ってもらい、帰りはタクシーを利用していた。
- ・アルバイトに出るのに、以前は家族の送迎に頼っていたが、自分で行けるようになった。
- ・学習塾の夏季講座に行くのに、親の送迎がいらなくなった。
（通常は、部活のあとに自転車で行く。または、親が送迎する。）
- ・子どもだけで、ゆめタウン光の森に遊びに行けるようになった。
- ・家族に頼らず生活できるのは助かる。
- ・バスがなかったら、今のようにゆめタウン光の森でバイトしていなかったと思う。

●経済的負担の軽減

- ・入院の付き添いに行く際に助かる。毎日タクシーだと負担が大きい。
- ・レターバスのおかげで交通費が安くなった（以前は、タクシーで買物）。
浮いた分を募金に回した。

●酒が飲める

- ・週に一度は昼食時に酒を飲むことがあり、その時はバスで行く。

●雨の日でも外出できる

- ・以前は自転車だったので、雨の日は外出できなかった。

●孫を連れて外出する

- ・いつもは自分一人なので自転車かバイクで移動するが、孫を2人連れたときはバスがあるので助かる。

2. 市民への聞き取り調査

バスを利用していない市民について、なぜ利用しないのか、利用するための条件はなにかを聞き取り調査した。

場所：ユーパレス弁天、老人憩いの家、みどり館、ヴィーブル、須屋市民センター、泉ヶ丘市民センター

時期：平成 23 年 9 月

要点を整理して示すと次の通りである。

- マイカーがあるので関心がない、必要がない
 - ・マイカーがあるので乗る必要がない
 - ・家族の送迎が受けられるので必要ない
 - ・マイカーの方が時間を有効に使える
- 高齢者は
 - ・乗り方が分からない
 - ・時刻表の見方が分からない（書いていることの意味が分からない）
懇切丁寧に説明してくれればありがたい
 - ・レターバスと循環バスの乗り継ぎ分からない
- 幼児連れの母親は
 - ・ベビーカーを乗せおろしするのが負担
 - ・子どもが車内で迷惑をかけないかと心配になる
 - ・子どものトイレが心配（時間が読めないのも）
- 便数の問題
 - ・便数が少なく不便である
 - ・買物は 30 分で済むが、ダイヤによっては 3 時間くらい待ち時間ができる
- 最寄りの人は徒歩や自転車で
 - ・市民センターは、最寄りの人は徒歩や自転車で来る
- 子どもを乗せてみたい
 - ・子どもと一緒に乗って体験させたい。
 - ・子育てサークルなどで説明会をしてもらえるとよい
 - ・登下校時に合わせて運行すれば通学につかえる
- 飲みに行ったときは利用するかもしれない

平成23年度 合志市事業仕分け 結果整理票 (8月28日)1班

No.	事業名	評 価 (人)			
		行政サービスとして不要	行政サービスとして必要		
		廃止(不要)	民間・市民による実施	市実施(現状)	市実施(改善)
3	合志市地域公共交通計画実施事業	0	1	0	11
評価時の委員のコメント					
【民間・市民による実施】 ・市の実証実験が終わったら、民間に委託して、さらに実験を行なってみる必要がある。 【市実施(改善)】 ・レターバスの1便平均利用者数は6.0人。24年度から「新しい事業」に切り替えが必要な事業になるため、実態を踏まえた高齢者を対象とした交通計画が必要。 ・利用者数の増加を図る努力・工夫が必要。(今のままでは将来廃止になる可能性が高い) ・高齢化社会に向かったの交通手段は必要である。しかし、市の投入費が大きく交通協議会等での検討が重要である。 ・バス事業については、行政サービスとして必要だが、便数、路線、運賃等十分な議論が必要。(過剰サービス防止) 乗り合いタクシー制度を内部充実すべき。 ・利用者が少ないのは、必要性を認めている人が少ないということなので、大いに見直す必要がある。 ・交通弱者の利便性が重要である。本格運行に対してその方々の意見を取り入れるべき。 ・高齢化社会を迎えて公共交通は絶対に必要である。いずれマイカー依存度も低くなる。利用者増のための啓発と改善が必要。 ・本格実施の前に現在の利用状況(特にコース別利用状況)を検討し、利用者の少ない所は乗り合いタクシー等の利用も検討する必要がある。 ・実証実験を終えたあとも、協議会を中心にして実現可能な方法を模索する必要がある。 ・現状での財政負担は非常に大きい。最小の経費で最大の効果が得られるよう更なる利用者増について工夫、検討が必要である。 ・1便当たりの平均利用者数があまりに小さ過ぎる。費用負担面を考慮すると乗り合いタクシーへの移行がベターだと思う。事業内容はさらに改善しての実施が必要。					

交政第105号
平成23年7月15日

各市町村地方バス担当課長 様

熊本県企画振興部交通政策・情報局交通政策課長

公共交通利用促進に関する社会実験の実施について（通知）

日頃より、本県の交通行政に対し、御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年7月5日付け交政第95号にて通知しました「公共交通利用促進に関する社会実験」について、下記のとおり詳細が決まりましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件に関して、バス事業者からブロック対策協議会へ実施に関する届出が提出されますので、御審議のうえ御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 社会実験内容

- (1) 公共交通機関への理解を深めてもらうため、公共交通機関の利用方法や地球温暖化への対応等の内容を盛り込んだ「無料乗車チケット付のチラシ」を県内全域の小學生に配布する。

無料乗車チケットの利用については、以下のとおりとする。

利用期間：「熊本都市圏公共交通機関利用促進キャンペーン」の期間中（9月17日（土）～10月16日（日）の1ヶ月間）の土日祝日

対象範囲：一般路線バス全線（一部のバスを除く。）、熊本市交通局が運行する市電、熊本電気鉄道株式会社が運行する鉄道

対 象 者：大人（中学生以上）に同伴して同一区間を乗降する小学生以下の子ども（大人1名につき1名まで1回乗車分の運賃を無料とする。）

- (2) くまモングッズなどのプレゼント応募チケットを上記（1）で配布するチラシに付加し、通常運賃での公共交通機関の利用を誘導する。

2 市町村が自主的に運行を行っているコミュニティバスの無料乗車チケットに関する取扱いについて

今回の取り組みを広く県民の皆様に周知を図るため、現在市町村において主体的に運行されているコミュニティバスについても当該取り組みに参加をお願いしたいと考えております。

つきましては、当該コミュニティバスを運行されている市町村におかれましては、参加の有無を7月中に下記担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、道路運送法に基づく地域公共交通会議によって設置されたコミュニティバスについては、無料乗車チケットによる運賃の割引が「運賃及び料金の変更」の事項に該当することから、参加の条件として各地域公共交通会議に諮り協議を整える必要性がありますので、御留意くださるよう併せてお願いいたします。



3 市町村広報誌への掲載について

今回の社会実験に関する広報記事を市町村広報誌（9月号）においても掲載いただきたいと考えており、県庁広報課を通じて、各市町村広報担当課へ記事の掲載依頼を7月末頃行う予定ですが、別途広報誌枠を事前に確保いただける市町村がございましたら、記事を提供いたしますので、下記担当まで連絡いただきますようお願いします。

なお、コミュニティバスについて、参加いただける市町村におかれましては、各市町村広報誌において当該コミュニティバスも対象となることを住民の皆様に周知いただきますようお願いします。

熊本県企画振興部交通政策・情報局

交通政策課 交通企画班 松本

TEL : 096-333-2164 (ダイヤルイン)

FAX : 096-385-4815

E-mail : matsumoto-k-de@pref.kumamoto.lg.jp

～県内のバス・市電等の小児運賃無料化社会実験～
休日ファミリー割引の利用結果について

1 利用結果の概要

(1) 休日ファミリー割引利用者数

区分	利用者総数		新規利用		日常利用	
合計	30,525 人	100.0%	16,049 人	52.6%	14,476 人	47.4%
大人	12,222 人	100.0%	6,257 人	51.2%	5,965 人	48.8%
子ども	18,303 人	100.0%	9,792 人	53.5%	8,511 人	46.5%

(2) 一日当たり利用者数

区分	一日当たり利用者数		新規利用		日常利用	
合計	2,348 人	100.0%	1,235 人	52.6%	1,114 人	47.4%
大人	940 人	100.0%	481 人	51.2%	459 人	48.8%
子ども	1,408 人	100.0%	753 人	53.5%	655 人	46.5%

- 注) 1. 「新規利用者」とは、普段は公共交通機関を利用していない人をいう。
 2. 「日常利用」とは、普段から公共交通機関を利用している人をいう。

2 アンケート調査結果の概要

- ・子ども運賃が無料ならば、利用機会が増えそう 83.1%
- ・子ども運賃が無料でも、利用機会は増えない 6.3%
- ・どちらとも言えない 10.3%
- ・無回答 0.3%

3 評価

調査は単年度で、その対象者や期間等も限定されているため、一概に公共交通機関の全体への影響を考察することは出来ないが、無料チケットの利用結果は新規利用者が過半数（52.6%）を占め、休日ファミリー割引の利用意向アンケートでも、「利用機会が増えそう」と答えた人が全体の8割以上であったことから、公共交通機関利用の動機付けに一定の効果があつたと捉えている。

4 今後の展開

本県における公共交通利用者数は減少の一途を辿る中で、自家用車への過度の依存をなくすとともに、現在の旅客輸送のサービスレベルを維持し、公共交通機関を次世代に残していくためには、補助金や交付金による公共交通の維持方策と併せ、利用促進を図るための県民に向けた積極的な取り組みが必要であるため、来年度も引き続き子供達や今まで公共交通機関を利用していなかった人の意識に働きかけるようなモビリティ・マネジメント事業を実施したいと考えている。

【参考－１：無料チケット集計表】

		A券			B券			利用人数		うち新規利用人数	
月日	曜日	1人	2人	3人	1人	2人	3人	大人	子供	大人	子供
9月18日	(土)	239	88	38	188	110	32	696	1,034	331	505
9月19日	(日)	292	83	22	210	140	39	785	1,130	388	606
9月20日	(祝)	631	311	89	851	639	241	2,762	4,372	1,731	2,852
9月23日	(祝)	198	79	22	173	113	24	609	893	310	471
9月25日	(土)	260	77	22	167	101	23	650	918	291	438
9月26日	(日)	245	87	22	173	123	27	677	985	323	500
10月2日	(土)	202	58	24	141	67	23	515	734	231	344
10月3日	(日)	164	59	23	132	65	14	457	655	211	304
10月9日	(土)	303	112	23	207	123	31	798	1,139	361	545
10月10日	(日)	410	187	53	402	241	54	1,348	1,992	697	1,047
10月11日	(祝)	296	142	34	229	139	60	900	1,369	428	687
10月16日	(土)	284	106	31	215	108	36	780	1,128	359	539
10月17日	(日)	380	187	82	314	206	76	1,245	1,954	596	954
9月計		1,865	725	215	1,762	1,226	386	6,179	9,332	3,374	5,372
券別		2,805 枚			3,374 枚			15,511人		8,746人	
10月計		2,039	851	270	1,640	949	294	6,043	8,971	2,883	4,420
券別		3,160 枚			2,883 枚			15,014人		73,03人	
合計		3,904	1,576	485	3,402	2,175	680	12,222	18,303	6,257	9,792
券別		5,965 枚			6,257 枚			30,525人		16,049人	

注) 1. 「A 券」 普段からバス・電車を利用されている方。

2. 「B 券」 普段は車で出かけられる方。

【参考－２：事業概要】

1 実施内容

県内路線バス全線（一部事業者が指定するバスを除く）、熊本電気鉄道の電車及び熊本市交通局の路面電車において、中学生以上の大人1人につき、小学生以下の子ども3人までを無料とする社会実験を実施。

（県下全域での一斉実施は、全国初の試み）

2 期 間

平成22年9月18日（土）～10月17日（日）までの1ヶ月間の土日祝日（計13日間）

3 事業の目的

- ・小学生以下の子ども運賃を無料とすることにより、公共交通機関の利用者の運賃負担を軽減し、これまで車を利用していた家族連れなどを、公共交通機関に乗り換える動機づけを図る。
- ・バス、電車を利用したことがない、あるいは利用の仕方がわからない子どもに対して、バス等に乗る機会を与え、新たな需要を創出し、将来への利用に繋げる。

4 実施手法

- ・バスや電車車内に設置してある、休日ファミリー割引子ども無料チケットを入手してもらう。
- ・乗車している子どもの人数用のチケットを切り取り、降車時に乗務員に子どもの人数を伝え、同乗の大人運賃と一緒に、チケットを運賃箱に入れる。
- ・チケットは、普段からバス等を利用している人用の「A 券」、普段は車等を利用している人用の「B 券」の2種類を用意。利用者を使い分けてもらった。

お問い合わせ先
企画振興部交通対策総室
内田、宮崎 内線番号 3559
(ダイヤルイン) 096-333-2164

参考 他自治体の事例

- 大分市

大分市内のバスを対象に、平成19年11月～平成20年6月の間、本県同様の
実証実験をし、平成20年7月から本格実施

- 京都府

宇治市、長岡京市等11市町のバスを対象に、平成19年以降毎年11月の土日
祝日を対象に本県同様の子ども無料化実証実験を実施。平成19年～22年まで
継続実施

- 神戸市

神戸市内のバス、地下鉄を対象に大人1人に付き子ども2人まで無料とする社会
実験を平成15年～17年9月まで実施し、平成17年10月から本格実施

熊本電鉄株式会社

鉄道事業部長 松村 友記 様

合志市長 荒木 義行

新須屋駅パークアンドライド駐車場の一部を 1 日駐車場として供用
することについて

盛夏の候、貴職におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市公共交通施策に対しまして、御理解と御協力を賜り、心より御
礼申し上げます。

さて、標記事業の実施については、パークアンドライド駐車場（以下、「駐車場」に
省略）利用促進策のひとつとして貴社が積極的に取り組むものであり、鉄道利用者から
の要望が多いことも踏まえ、今後の駐車場利用（月極）にも繋がる PR 事業になると判
断し、下記事項を事業実施の条件とし承認します。

記

1. 新須屋駅パークアンドライド駐車場運営は合志市地域公共交通計画に定める実証
実験であるため、1 日駐車場事業は試験的に行うものとする。
2. 本事業に係る経費については、貴社において負担すること。
3. 長期間に亘る車両放置が発生した場合は、所定の手続きにより速やかに処分する
こと。
4. 無断駐車を取り締まりについては、事業計画に記されている頻度により確実に実施
すること。
5. 1 日駐車場利用状況報告書を翌月 15 日までに提出すること。

合志市役所 政策部

企画課 政策企画班

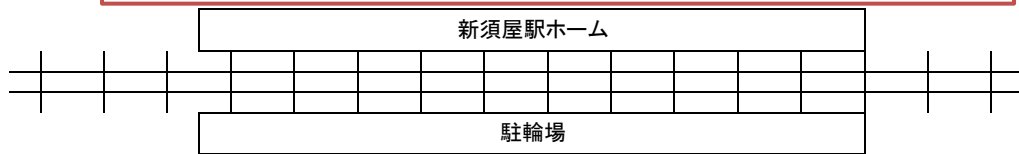
担当 坂井 竹志

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地

TEL096-248-1813 FAX096-248-1196

e-mail t-sakai@city.koshi.lg.jp

新須屋駅P&R駐車場配置図



 P&R駐車場契約済

 P&R駐車場未契約

 1日P&R駐車場

平成23年3月31日現在
契約台数 26台

平成23年8月31日現在
契約台数 28台

1 (障害者用)

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38 (障害者用)

39

40

41

42

43

44

入口

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

平成24年度以降の運賃見直しについて

～料金設定の変更に伴う運賃収入改善効果の試算～

現在一律（全区間）100円／回となっている料金を、乗車距離に応じた料金体系にするなどにより増額し、運賃収入の改善効果を試算する。

表1. 7, 8月合計輸送人員

便		出発時刻	7月計	8月計	合計
左回り	1便※	御 7:30	52	64	116
	2便	8:30	502	479	981
	3便	11:25	590	700	1,290
	4便	14:36	424	575	999
	5便	17:10	272	302	574
	全便合計		1,840	2,120	3,960
右回り	1便※	6:50	149	117	266
	2便	9:20	543	621	1,164
	3便	12:15	459	605	1,064
	4便	15:50	362	450	812
	5便	17:48	264	360	624
	全便合計		1,777	2,153	3,930
合計			3,617	4,273	7,890

※土日祝日運休 御：御代志駅発

(1) 試算の考え方

- 一律150円とする
- 距離に応じて段階的に増額する
 - 2段階方式＝100円、200円
 - 3段階方式＝100円、150円、200円
- 距離の設定

試算では、便宜的に、乗車バス停区間、5、10、20、21区間以上で設定。
7月実施のOD調査から、上記の区間距離で下車した人数（割合）を算出した。
- 月当たりの利用者数を4000人とした。
- 便数は現状、1便追加の2通りとした。

(2) 1便増便したケースを試算した理由

現在（7, 8月合計）の便別輸送人員は、表1及び図1の通りである。

利用者聞き取り調査などから、左回り11:25発で光の森に行った人が、帰り便が不便との声があり、これに対応する便を1便追加する場合も想定し、試算した。

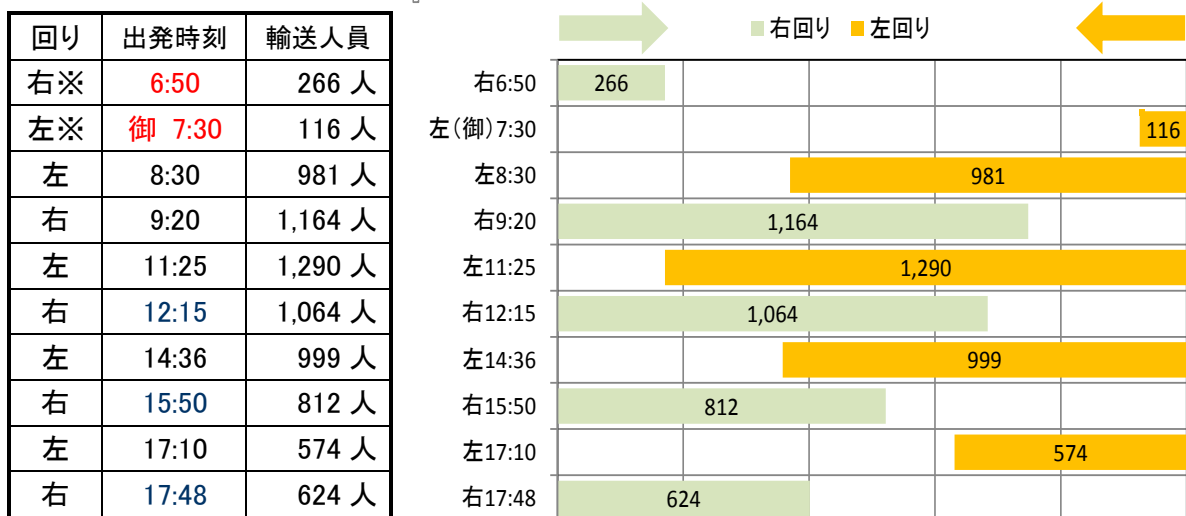


図1. 便別輸送人員（7, 8月合計）

(3) 乗車距離（いくつ先までのバス停まで乗るか）ごとの降車人数

7月に実施した乗客のOD調査（全バス停間の乗降人数）の結果、表2に示すように、乗車してから5つめ以内のバス停で降りた人の割合は、20.6%、6～10が19.6%、11～15が21.5%、16～20が16.8%、21以上が21.5%であった。（図2. 3参照）

表2. 乗車していた距離(バス停区間)別降車人数 (人)

回り	乗った区間					合計
	5	6～10	11～15	16～20	21以上	
左	55	56	52	53	65	281
右	54	48	62	36	49	249
計	109	104	114	89	114	530
(%)	20.6	19.6	21.5	16.8	21.5	100.0

(4) 料金設定と運賃収入の試算結果

レターバスの7月、8月の実績から（表1参照）、月当たりの利用者数を4,000人と設定し、運賃体系を複数設定して、収入を試算した。

距離制の場合は、表2に示す「乗車していた距離」ごとの降車人数割合を想定した4,000人に乗じて算出した。運行経費は、現状の実績値である。

なお、左右回り1便増便した際の運行経費は、以下の算式で算出した。

$$\text{式) } 1 \text{ 便走行距離}(33.4 \text{ km}) \times \text{運行キロ単価}(271 \text{ 円/km}) \times 30 \text{ 日} = 271,000 \text{ 円}$$

$$271,000 \text{ 円} \times \text{左右回り} = 542,000 \text{ 円}$$

また、増便により300人の利用増を見込んだ。

表3. 料金設定と運賃収入の試算結果（月当たり）

便数	想定利用者数 (人)	運行経費 (円) a	運賃収入(円) b			
			現行運賃	150 円 均一	200 円 均一	距離制
現状 (左右 5 便)	4,000	2,400,000	400,000	600,000	800,000	717,600
	運賃収入割合(a÷b)		16.6%	25.0%	33.3%	29.9%
1運行増便 (左右 6 便)	4,300	2,942,000	430,000	645,000	860,000	771,500
	運賃収入割合(a÷b)		14.6%	21.9%	29.2%	26.2%

* 距離制 バス停5つまでは100円、それ以降は200円

表4. 運賃収入率30%とした場合の各運賃の利用者数および1便あたり利用者数（月当たり）

運行内容	運賃収入(円)				
	利用者数	現行運賃	150 円均一	200 円均一	距離制
		8,826 人	5,884 人	4,413 人	4,920 人
左右各 6 便(356 便) 経費 2,942,000 円 運収 882,600 円	1便あたり利用数	24.8 人	16.5 人	12.4 人	13.8 人



9/13 日向区長立会い

(要望内容)

県道から地区に入った周辺に住む循環バス（日向・新迫線）利用者から、「日向集会所バス停留所まで遠く、足が悪いので不便」という意見があったので、県道から入ったすぐの市道脇に設置して欲しい。

(対応)

9/13 に吉岡区長、熊本電鉄黒木氏、担当坂井で現地打ち合わせ。市道脇のスペースであれば安全に乗降できること確認。後日合志市建設課および大津警察署に相談する予定。